

自治会 法人化 手引き

本 編

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 自治会法人化に関する認可制度とは…………… | 1 |
| 2 | 手続きのながれ | |
| 3 | 認可要件…………… | 2 |
| 4 | よくある御質問 | |
| 5 | こんなときは届出・申請が必要です！…………… | 3 |
| 6 | 総会の開催方法について…………… | 4 |

様 式 編……………1～23



高松市 市民政策局 地域政策部

コミュニティ推進課

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2277

FAX 087-839-2125

E-mail community@city.takamatsu.lg.jp

令和4年8月20日改訂版

1

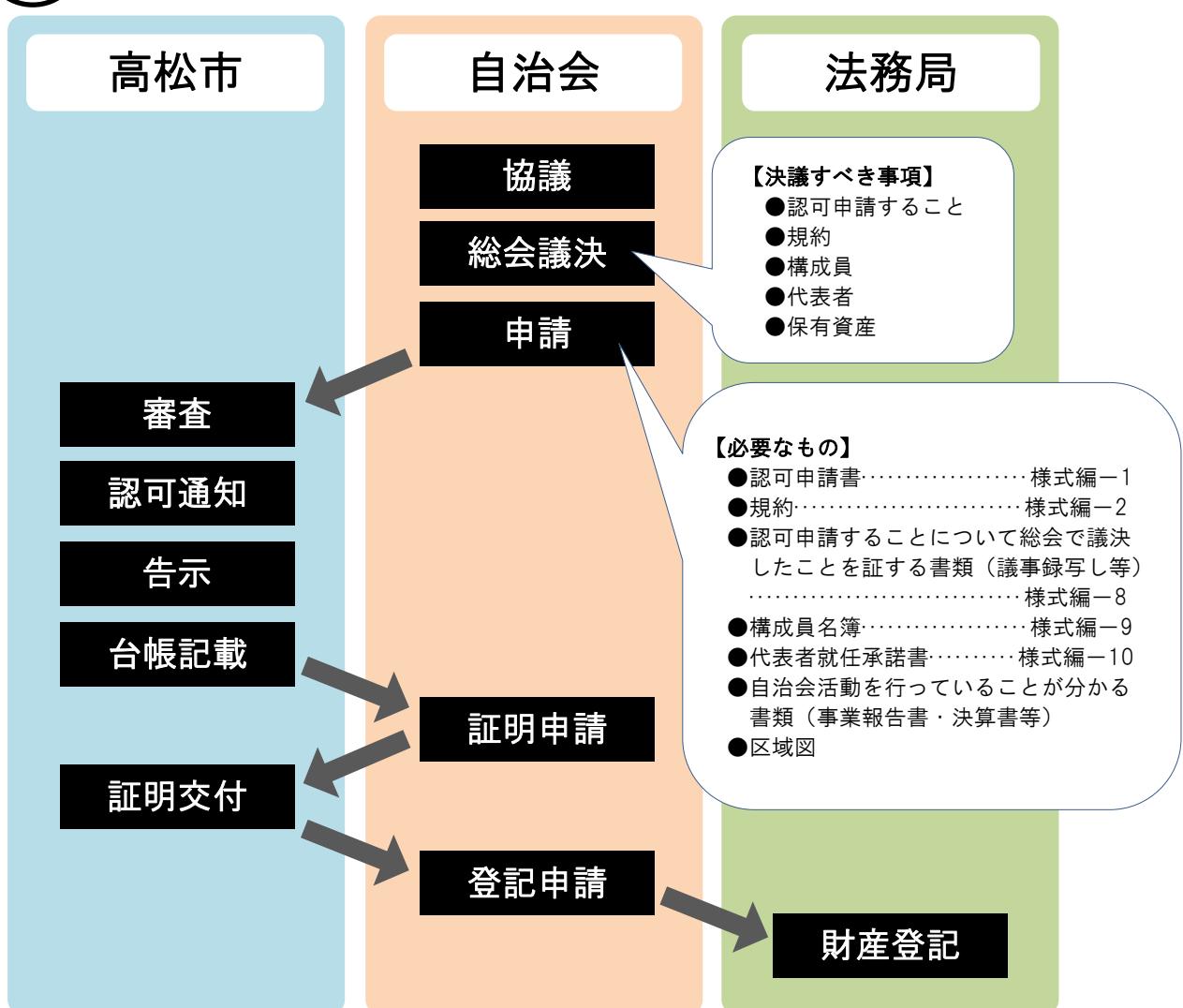
自治会法人化に関する認可制度とは

一般的に自治会（地縁団体）は、法的には「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義では不動産登記ができません。しかし、自治会では集会所等の不動産を所有している場合も多く、不動産の名義人が個人の場合、名義人の転居や死亡などにより、名義の変更や相続などでトラブルとなるケースも少なくないようです。

こうした問題に対処するため、平成3年の地方自治法改正により、市長の認可によって自治会も法人格を取得できるようになりました。認可された自治会は団体名義での不動産登記が可能となりました。また、令和3年の地方自治法改正により、不動産の所有の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁団体についても、法人格の取得が可能となりました。ただし、団体の性格は変わることではなく、これまでどおり、住民により自発的に形成された団体であり、良好な地域社会の維持・形成のために地域的な共同活動を行うことを目的として活動し、市との関係においても、市長は一般的監督権限を有しません。

2

手続きのながれ



3

認可要件

- (ア) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- (イ) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- (ウ) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となるべきものとし、その相当数（約半数以上）の者が現に構成員となっていること
- (エ) 規約を定めていること

4

よくある御質問

Q 1 不動産を持っていない自治会でも法人化できるの？

A 1 できます。令和3年の地方自治法改正により、不動産の所有の有無に関わらず、認可要件を満たす地縁団体は、法人格の取得が可能となりました。

Q 2 複数の自治会で構成された「連合会」を、1団体として認可申請できるの？

A 2 連合会組織は、個人でなく団体を構成員としているため、できません。ただし、それらの組織の実際の活動状況や、歴史的な実態などを考慮して個別に判断します。

Q 3 個人単位でなく、世帯単位を構成員とすることはできるの？

A 3 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっているため、1世帯を1構成員とすることはできません。会員は各々一箇の表決権を持ちます。

Q 4 未成年や法人も構成員に含めていいの？

A 4 未成年は構成員に含めます。区域に住所がある個人であれば、年齢・性別・国籍等にかかわらず構成員になり得ます。法人については構成員に含まれませんが、表決権等を持たない「賛助会員」として活動の支援や参加ができます。

Q 5 認可後の自治会活動で、特に注意しないといけないことは？

A 5 認可地縁団体を特定の政党のために利用することが禁止されているほか、営利活動等を行う場合は、規約の目的を達成するために必要な範囲内に限定されます。また、次に例示するような認可要件を欠くことになったときは、認可を取り消すことがあります。

例①：団体の目的が、営利目的や政治目的に変わった

例②：相当の期間にわたって活動していない

例③：区域内の一部住民について、正当な理由なく加入を認めない

例④：構成員が多数脱会し「相当数の者」が構成員になっているとは認められなくなった

例⑤：不正な手段により認可を受けた

例⑥：団体が分裂することになった

5

こんなときは申請・届出が必要です！

事例	必要なもの
認可地縁団体の証明書がほしい	<ul style="list-style-type: none"> ●認可地縁団体証明書交付申請書…………… 様式編-11 ●手数料（350円） ○（代理人の場合）委任状・※本人確認できるもの…………… 様式編-12
告示事項（代表者等）が変わった	<ul style="list-style-type: none"> ●告示事項変更届出書…………… 様式編-13 ●変更を総会で議決したことが分かる書類（議事録写し等）… 様式編-8 ○（代表者変更の場合）代表者就任承諾書…………… 様式編-10 ○（複数名の代表者変更の場合）自治会代表者一覧…………… 様式編-16
規約を改正したい	<ul style="list-style-type: none"> ●規約変更認可申請書…………… 様式編-17 ●新・旧規約 ●規約変更の内容及び理由を記載した書類…………… 様式編-18 ●変更を総会で議決したことが分かる書類（議事録写し等）… 様式編-8
認可地縁団体台帳を閲覧したい	<ul style="list-style-type: none"> ●台帳閲覧請求申請書…………… 様式編-19
団体の印鑑を登録したい	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録申請書…………… 様式編-20 ●代表者の実印 ●代表者の印鑑証明書 ●登録する団体印 (団体名又は代表者名、1辺の長さ8mm～30mm、ゴム印不可) ○（代理人の場合）委任状（代表者の実印の押印が必要）・※本人確認できるもの…………… 様式編-23
登録した印鑑の証明書がほしい	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録証明書交付申請書…………… 様式編-21 ●手数料（350円） ●登録している団体印 ●申請者の認印 ●申請者の※本人確認できるもの ○（代理人の場合）委任状…………… 様式編-12
登録した印鑑を廃止したい	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録廃止申請書…………… 様式編-22 ●代表者の実印 ●代表者の印鑑証明書 ●廃止する団体印 ○（代理人の場合）委任状（代表者の実印の押印が必要）・※本人確認できるもの…………… 様式編-23

※個人の印鑑証明書申請時に行う本人確認方法に準じる。例）運転免許証、写真付き住民基本台帳カード等

※上記以外の手続きについては、コミュニティ推進課までお問い合わせください。

6

総会の開催方法について

地方自治法第260条の13において、「認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない」と規定されています。各自治体の規約に定められた定足数（総構成員数の2分の1が多い）の構成員が参加しなければ総会は成立しません。

構成員が定足数以上一同に集まって総会を開催するほか、下記のような開催方法もありますので、自治会の状況に即した方法で開催してください。

1、構成員の参加方法に選択肢を設ける。

(総会は開催するが、当日出席する人数を減らすことが可能)

- ア、総会開催前までに、議案に対する賛否を議長に書面で提出する
- イ、総会開催前までに、委任状を提出し、代理人に出席してもらう
- ウ、総会開催前までに、議案に対する賛否を議長に電磁的方法で提出する

2、相互に議論できる環境であれば、Web会議、電話会議、テレビ会議で総会を開催する。

(注)上記1、2の場合、規約に定めがない場合は、総会の決議又は規約の改正が必要です。

3、総会の開催方法について、書面で賛否を問い合わせ、構成員全員の賛同が得られたら、議案に対する賛否を書面で問うことで、総会を開催せず議事を行う。



4、議案に対して書面で賛否を問い合わせ、構成員全員の賛同が得られたら、総会で議決したものとみなす。



(注)上記3、4について、令和4年8月20日から、認可地縁団体において、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。

様式編

認可申請書	1
自治会規約例	2
総会議事録例	8
構成員名簿	9
代表者就任承諾書	10
認可地縁団体証明書交付申請書	11
委任状(証明書発行)	12
告示事項変更届出書	13
告示事項変更届別紙 代表者一覧	16
規約変更認可申請書	17
認可地縁団体台帳閲覧請求申請書	19
認可地縁団体印鑑登録申請書	20
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	21
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	22
委任状(印鑑登録関係手続き)	23

【認可申請書】

地縁様式第1号

年 月 日

(宛先) 高松市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

【自治会規約例】

○○自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、○○自治会と称する。

(区域)

第3条 [住居表示表記の場合]

高松市○○町○丁目全域及び○○町×丁目×番×号から、
○○町○丁目○番○号までの区域

[地番表記の場合]

高松市○○町××番から××番までの区域

[河川や道路での表記の場合]

○○道路と○○川及び○○道路で囲む区域

(事務所)

第4条 本会の事務所は、○○市○○町○番○号に置く。

(事業)

第5条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の事務連絡に関すること
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること
- (3) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること
- (4) 会員の福祉厚生に関すること
- (5) 集会施設の管理運営に関すること
- (6) ○○の維持に関すること
- (7) その他目的を達成するために必要なこと

第2章 会員の資格

(会員)

第6条 この会の会員の資格は、次のとおり定める。

- (1) 正会員 第3条に定める区域に住所を有する個人で、この会の目的に賛同するもの
- (2) 賛助会員 第3条に定める区域に住所を有する法人で、この会の目的に賛同するもの

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことができない。

(退会)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき退会したものとする。

- 1 本人の申し出があったとき
- 2 住所を区域外に移したとき
- 3 死亡したとき

(拠出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納付した会費その他拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 ○名
- (5) 監事 ○名

(役員の選任)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第13条 会長は、この会を代表し、統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、会の内外の連絡広報などを行う。

4 会計は、この会の会計事務を処理する。

5 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第14条 この会の役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで引き続き、その職務を行う。

第4章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 規約の制定改廃に関すること
- (4) 役員の選任及び解任に関すること
- (5) その他この会の運営に係る重要な事項に関すること

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

3 第1項に定める事項につき、急務を要するものについては、役員会で議決のうえ執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は会長が招集する。

- 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集する場合は、正会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員の2分の1、役員会においては役員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権)

第25条 正会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次に定める事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、正会員の表決権は、正会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- (1) 規約の変更に関する事項
- (2) 財産の処分に関する事項
- (3) 解散の議決
- (4) その他規約に定めることとなる事項

(書面議決)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第23条及び第24条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

法改正により、総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

具体的には、電子メール等による送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決等が考えられます。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他収入
- (6) 別表に掲げる資産

(資産の管理)

第29条 資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第6号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この会の事業計画及び収支予算は総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第33条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後〇か月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 この会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配（剰余金の分配と認められる資産の処分を含む。次の2において同じ。）を行わないものとする。

2 会員その他の者に剰余金を分配する総会の決議は、理由のいかんを問わず無効とする。

(事業年度)

第35条 この会の事業年度は毎年〇月〇日に始まり翌年△月△日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を要しつつ、市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て、この会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 雜則

(雑則)

第38条 この会の事務所には次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 規約
 - (2) 認可に関する書類
 - (3) 役員に関する書類
 - (4) 会議議事録
 - (5) 会員名簿
 - (6) 資産台帳
 - (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
 - (9) 事業計画書及び収支予算書
 - (10) その他必要な書類及び帳簿
- (細則)

第39条 この規約を実施するにあたって必要がある場合には細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、(元号)〇年〇月〇日から施行する。
(旧規約の廃止)
- 2 〇〇規約((注)旧規約の名称を記載)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、
(元号)〇年〇月〇日までとする。
- 4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に
定める。

【総会議事録】

○ ○ 自 治 会 総 会 議 事 錄

- 1 開催場所
2 開催日時
3 総会員数 名
4 出席した会員数 名
 内 訳 本人出席 名
 委任状出席 名
5 議長選任の経過 本総会の議長選任を諮ったところ、満場一致により 氏を選任した。
6 議事録署名人指名（選出）の経過 議事録署名人に次の者を選任した。 氏 氏
7 議事の審議の経過及び議事別議決の結果
 ・ 議案第 号 認可申請の件 異議なく承認された。
 ・ 議案第 号 規約の件 原案のとおり異議なく承認された。
 ・ 議案第 号 代表者選任の件 氏を代表者に選任した。
 ・ 議案第 号 構成員の件 構成員の名簿のとおり確定した。
 ・ 議案第 号 保有資産（保有予定資産）の件 財産目録とおり確定した。

以上、この議事録が正確であることを証するため議長及び議事録署名人は下記に署名・押印する。

(元号) 年 月 日

○ ○ 自 治 会
議 長 
議事録
署名人 

署名人 

【構成員名簿例】

_____自治会構成員名簿

【代表者就任承諾書】

年 月 日

(宛先) 高松市長

住 所 高松市 町 番地

氏 名

生年月日 年 月 日 生

代表者就任承諾書

私は、_____自治会の総会決議に基づき、地方自治法第260条の2第1項に定める法人の代表者に就任することを承諾します。

なお、裁判所による職務執行停止の有無、職務代行者の選任の有無、及び代理人の有無については以下のとおりです。

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 ※ 有・無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無 有・無

(有の場合) 職務代行者住所 :

職務代行者氏名 :

3 代理人の有無 (※2) 有・無

(有の場合) 代理人住所 :

代理人氏名 :

※ 裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

※2 地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人の選任の有無。各項目に該当がない団体は、「無」に○をしてください。

【認可地縁団体証明書交付申請書】

地縁様式第8号

年 月 日

(宛先) 高松市長

証明書交付請求(団体)者
氏名(名称・代表者)

住所(所在地)

認可地縁団体証明書交付申請書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の地縁による団体に係る同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 地縁による団体の名称及び所在地

名 称

所在地

2 代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

3 請求件数

_____ 件

年　　月　　日

(宛先) 高松市長

委任状

【代理人】住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

- 【委任事項】 認可地縁団体証明書交付申請書の提出について
 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請について
 その他 ()

年　　月　　日

【委任者】団体名 _____

住 所 _____

代表者 _____

【告示事項変更届出書】

地縁様式第6号

年 月 日

(宛先) 高松市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

【告示事項変更届出書】

地縁様式第6号

記載例

●年 ●月 ●日

(宛先) 高松市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ●●自治会

所在地 高松市●●町●●番●●号

代表者の氏名及び住所

新代表者の氏名・住所

氏 名 ● ● ● ●

住 所 高松市●●町●●番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者、団体名、
区域、事務所など

代表者：旧代表者名 ●● ●● → 新代表者名 ●● ●●

住所 ●●町●●番地

住所 ●●町●●番地

2 変更の年月日

●年●月●日

総会日以降の日付

複数年にわたり、代表者が複数回変わっている場合は、別紙で一覧表を添付すること

3 変更の理由

役員改選のため

役員改選、事務所移転など

記載例（事務所が代表者宅の場合）

●年 ●月 ●日

(宛先) 高松市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ●●自治会

事務所が代表者宅の場合
→新代表者の住所

所在地 高松市●●町●●番●●号

代表者の氏名及び住所

新代表者の氏名・住所

氏 名 ● ● ● ●

住 所 高松市●●町●●番●●号

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

事務所：高松市●●町□□番□□号 → 高松市●●町●●番●●号

代表者：旧代表者名 □□ □□ → 新代表者名 ●● ●●

住所 ●●町□□番□□号 住所 ●●町●●番●●号

2 変更の年月日

総会日以降の日付

●年●月●日

複数年にわたり、代表者が複数回変わっている場合は、別紙で一覧表を添付すること

3 変更の理由

役員改選のため

役員改選など

【告示事項変更届 別紙】

自治会 代表者一覧

【例】役員改選

本会の代表者就任状況は、上記のとおりです。

年 月 日

住所 _____

氏名

【規約変更認可申請書】

地縁様式第4号

年 月 日

(宛先) 高松市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年　月　日

自治会 規約変更の内容及び理由

1. 変更箇所

新旧規約の下線部分

新旧対照表のとおり

その他



2. 変更理由

現在、自治会で定めている規約が自治会の現状とそぐわないとため

事務所所在地・区域等の変更のため

その他



自治会 代表者

【台帳閲覧請求申請書】

地縁様式第10号

年 月 日

(宛先) 高松市長

閲覧請求(団体)者
氏名(名称・代表者)

住所(所在地)

認可地縁団体台帳閲覧請求申請書

下記の認可された地縁による団体の台帳の閲覧を請求します。

記

1 地縁による団体の名称及び所在地

名 称

所在地

2 代表者の氏名及び住所

氏 名

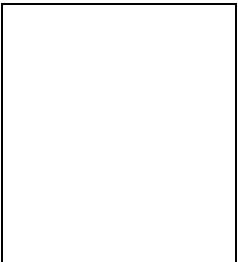
住 所

様式第1号（第2条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

年　月　日

（あて先）高松市長

登録を受けようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏名	(　　) 印	生年月日	年　月　日
	住　所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住 所
 代理人 氏 名

印

備考

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には高松市認可地縁団体印鑑条例第3条第2項の個人印鑑を押印してください。
- 4 「資格」については、代表者、特別代理人、職務代行者、仮代表者又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第3号（第2条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年　月　日

（あて先）高松市長

登録を受けている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の事務所の所在地		
(資格) 氏名	()	生年月日
		年　月　日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____通の交付を申請します。

申請者 本人 住 所
 代理人 氏 名

印

備考

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 「資格」については、代表者、特別代理人、職務代行者、仮代表者又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号（第2条関係）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年　月　日

（あて先）高松市長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地				
(資格) 氏名	()	生年月日	年　月　日	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人　住所
 代理人　氏名



備考

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録されている認可地縁団体印鑑を亡失した場合は、氏名の次に高松市認可地縁団体印鑑条例第7条第3項において準用する同条例第3条第2項の個人印鑑を押印してください。
- 「資格」については、代表者、特別代理人、職務代行者、仮代表者又は清算人のいずれかを記載してください。

年　　月　　日

(宛先) 高松市長

委任状

【代理人】住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

- 【委任事項】 認可地縁団体印鑑登録申請について
 認可地縁団体印鑑登録廃止申請について
 その他 ()

年　　月　　日

【委任者】団体名 _____

住 所 _____

代表者 _____ (印)

(実印)